

ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「OTPサービス」といいます。）とは、きんしんインターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）の利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客さま本人の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

OTPサービスの利用者は、本サービスを契約のお客さまに限るものとします。

第3条 利用申込および利用開始登録

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

OTPサービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を使用するものとします。

2. ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客さまはアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

3. 利用申込および利用開始登録

OTPサービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始画面に契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードを入力してログインしたうえで、アプリに表示されるシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードを入力して、OTPサービスの利用開始を依頼します。入力されたシリアル番号、ワンタイムパスワードおよび確認用パスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの利用開始の依頼とみなします。

4. 契約の成立

OTPサービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約は、前条の定めによる当金庫所定のお客さまの手続に基づき、当金庫が当該手続を適当と判断して承認した場合に成立するものとします。

第4条 OTPサービスの利用

1. OTPサービスの利用開始後は、本サービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客さまは契約者ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID（利用者

番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID(利用者番号)、お客さまが登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

2. 前項に関わらず、契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ソフトウェアトークンの有効期限はありません。
2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客さまが使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客さまは責任をもってソフトウェアトークンの利用停止設定を行うとともに、端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失および盗難

1. お客さまは、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちにOTPサービスの利用の停止措置を講じます。
2. 前項の場合、お客さまは、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がワンタイムパスワードの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、ワンタイムパスワードの再発行手続を行います。
3. 前項によりワンタイムパスワードの再発行を行った場合には、お客さまは第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 利用料

1. OTPサービス利用料は、当金庫所定の利用料および消費税(地方消費税を含みません。以下同じ。)をお支払いいただきます。この場合、当金庫はOTPサービス利用料を本サービス代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引落しいたします。
2. OTPサービス利用料は、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引落したOTPサービス利用料は、事由のいかんに関わらず返却しないものとします。
3. 当金庫はOTPサービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、お客さまに事前に通知または公表するものとします。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客さまの責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客さまは、当金庫に直ちにワンタイムパスワードの利用中止および再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客さまに対するOTPサービスの利用を停止します。お客さまがOTPサービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。
4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 OTPサービスの解除等

1. OTPサービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解除することができるものとします。この場合、解除の効力は、OTPサービスに関してのみ生じるものとします。なお、お客さまからの解除の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がOTPサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなくOTPサービスの利用を停止することができるものとします。なお、当金庫は当該事由が消滅したと判断した場合には、お客さまはOTPサービスを利用することができるものとします。
3. 第1項および第2項の解除または利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。
4. 本サービスの解約依頼を受け付けた段階で、お客さまがOTPサービスの利用停止設定を行っていなかった場合、当金庫はOTPサービスを解除できるものとします。

第10条 譲渡・質入の禁止

お客さまはソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を

遵守のうえ使用するものとします。

第 11 条 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、きんしんインターネットバンキング利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、普通預金規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

第 12 条 規定の変更等

当金庫は、本利用追加規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上